

令和 6 年

第 1 4 回 農業委員会総会（月例会）議案

令和 6 年 1 2 月 9 日

前橋市農業委員会

令和6年 第14回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和6年12月9日 午後1時56分
- ・閉会日時 令和6年12月9日 午後2時46分
- ・開催場所 議会庁舎3階301会議室

・出席委員（24人）

1 番 石村 利夫	2 番 澁澤 聖一	3 番 小堀 清	4 番 星野 和幸
5 番 松島 敏男	6 番 伊能 良雄	7 番 関 けい子	8 番 横室 辰雄
9 番 坂本 忠	10 番 井田 健	11 番 平野 豊一	12 番 須賀 民雄
13 番 阿久津 昌枝	14 番 松田 智之	15 番 茂木 啓二	16 番 栗原 博
17 番 奥野 芳男	18 番 伊藤 晴夫	19 番 山口 かず子	20 番 狩野 富一
21 番 小林 要	22 番 石井 真帆美	23 番 町田 祐介	24 番 猪岡 正一

・事務局出席者

事務局長 片貝 早苗	局長補佐 長谷川 浩樹	局長補佐 井草 依早子	係長 高山 幸治
副主幹 佐藤 信一	副主幹 山田 正史	副主幹 阿久澤 強	副主幹 望月 優至
主任 殿岡 正敏	主事 山崎 佑香	嘱託員 福島 美咲	

・付議事件

- (1) 議案第73号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第74号 農地法の規定による許可申請の取下げについて（5条）
- (3) 議案第75号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- (4) 議案第76号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (5) 議案第78号 経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・報告事項

- (1) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (2) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (4) 現況証明交付状況について
- (5) 農地転用等の意見聴取の結果について
- (6) 令和7年度前橋市農業施策等に関する意見の回答について

事務局長	それでは、これより令和6年第14回農業委員会総会を開催いたします。開会に先立ちまして、澁澤会長よりご挨拶をお願いいたします。
会 長	◇（挨拶）
事務局長	ありがとうございました。続きまして、本日の出席状況について報告いたします。本日の欠席通告者はございませんでした。従いまして在任委員24名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、本総会是一般公開となりますので、傍聴者がいる場合は随時受付をさせていただきますことをご了承ください。ここからは、会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、澁澤会長よりお願いいたします。
議 長	それでは、令和6年第14回農業委員会総会を開催いたします。初めに前橋市農業委員会総会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。23番 町田 祐介委員、24番 猪岡 正一 委員をお願いいたします。なお、総会での発言については、会議規則に基づき、挙手をして自己の議席番号及び氏名を告げ、議長の許可を求めてから発言をお願いいたします。発言は審議に関するものとし、要点をおさえ、簡潔にお願いします。特に議題外にわたったり、議題そのものの範囲を超えたりしないようご注意ください、議事のスムーズな進行にご協力をお願いします。
議 長	それでは、議事に入ります。議案第73号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から10番の審議をお願いいたします。事務局の説明を求めます。
山崎主事	◇（説明）
	なお、整理番号1番、2番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いいたします。
調査班長	◇（報告）
(20番委員)	ご報告いたします。整理番号3条の1番と2番の法人は、同一の社員を軸とした関連法人で、同時に農業への参入を目指しています。 整理番号3条の1番から、ご説明いたします。整理番号3条の1番、賃貸借、新規参入です。現地・面接調査案内図は、1ページから30ページです。申請地は、市立細井小学校から北約1.2kmに位置する農用地区域内にある農地です。現地案内図は29ページです。面接には、申請法人の代表者と申請代理人である社員が来られました。申請法人は、前橋市岩神町に本店を構える農業コンサルを中心とした事業を行う法人で、申請地を借りて農業に参入したく申請するものです。申請に至った経緯ですが、前橋市にて農業への参入を計画していたところ、市内で大規模に農業を営む農業法人が所有する農地を借りられることになったとのことです。申請地までは、約9kmで、車で20分程だそうです。申請地では、関連会社と協力して、ネギとホウレンソウを栽培し、主に収穫と出荷調整の作業を担うとのことです。農業従事者は、代表者と社員の2名で、特定技能実習生の受け入れを予定しているとのことです。また規模拡大に伴い、他の農業法人の農作業経験者を迎え入れる計画もあるとのことです。農業の経験ですが、社員は、20年以上に渡り、他の農業法人の経営を行っており、農業に関する知識と技術は十分に備えているとのことです。機械は、トラクター2台をリース予定で、関連会社と共同で使用します。また、スクリーコンプレッサーと連続ネギ調整機は購入予定とのことです。集出荷施設並びに機械格納庫は、他の農業法人の農業用倉庫を賃貸する予定とのことです。出荷先は、主に量販店やJAを予定しており、初年度は5,000万円ほどの売り上げを目指し、3年後には、1億5千万円ほどの売り上げを見込んでいるそうです。本申請を手始めに、規模拡大を図っていく計画であり、将来的には関連会社とともに生産・加工・販売を一貫して行いたいとのことです。調査班としては、営農意欲もあり、販売先の確保や将来のあるべき姿までを思いを巡らせていることが伺えたため、許可相当と判断しました。 続きまして、整理番号3条の2番、賃貸借、新規参入です。現地・面接調査案内図は、31ページから63ページです。申請地は、市立細井小学校から北約1.2kmに位置する農用地区域

内にある農地です。現地案内図は62ページです。面接には、申請代理人である社員が来られました。申請法人は、大阪府岸和田市に本店を構える人材派遣を主とした事業を行う法人で、この度、富士見町石井に営業所を設け、申請地を借りて農業に参入したく申請するものです。営業所は令和7年4月に開設予定とのことです。申請に至った経緯ですが、前橋市にて農業への参入を計画していたところ、前橋市で大規模に農業を営む農業法人が所有する農地を借りられることになったとのことです。申請地までは、約9kmで、車で20分程だそうです。申請地では、関連法人と協力して、ネギとホウレンソウを栽培するとのことです。収穫と出荷調製作業は、関連法人が行います。農業従事者は、役員1名と社員1名ですが、営業所ができるまでの間は、市内に居住する社員1名が農業に従事します。また、特定技能実習生の受け入れを予定しているとのことです。また規模拡大に伴い、他の農業法人の農作業経験者を迎え入れる計画もあるとのことです。農業の経験ですが、社員は、20年以上に渡り、他の農業法人の経営を行っており、農業に関する知識と技術は十分に備えているとのことです。

機械は、トラクター2台をリース予定で、関連会社と共同で使用します。機械格納庫は、他の農業法人の農業用倉庫を賃貸する予定とのことです。

出荷先は、収穫と出荷調製を担う関連会社を予定しており、初年度は1千3百万円ほどの売り上げを目指し、3年後には、3千9百万円ほどの売り上げを見込んでいるそうです。

本申請を手始めに、規模拡大を図っていく計画であり、将来的には関連会社とともに生産・加工・販売を一貫して行いたいとのことでした。調査班としましては、営農意欲もあり、販売先の確保や将来のあるべき姿までを思いを巡らせていることが伺えたため、許可相当と判断しました。以上です。

議 長

以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

9 番委員

9 番坂本です。来年度、ネギで5千万円。こんなすばらしい売り上げが出るのでしょうか。

20 番委員

私も立ち会わせていただいたのですが、ネギは刈り取りタイプ。だいたい条件が良ければ6回ぐらい刈り取れるようです。元株が良いものは6回できるようです。既に和歌山で実践されているようで、それを群馬でとのことです。

9 番委員

ありがとうございました。

議 長

他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から10番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇ (挙 手)

議 長

全員賛成でありますので、議案第73号 農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号1番から10番を許可とすることに決定いたします。

議 長

次に議案第74号 農地法の規定による許可申請の取下げ第5条許可申請について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

望月副主幹

◇ (説 明)

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇ (意見、質問等なし)

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇ (挙 手)

議 長

全員賛成でありますので、議案第74号 農地法の規定による許可申請の取下げ第5条許可申請については、整理番号1番を承認とすることに決定します。

議 長

次に、議案第75号 農地法の規定による許可後の計画変更申請 第5条許可について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

望月副主幹

◇ (説 明)

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

	◇（意見、質問等なし）								
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 1 番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。								
	◇（挙 手）								
議 長	全員賛成でありますので、議案第 7 5 号 農地法の規定による許可後の計画変更申請 第 5 条許可については、整理番号 1 番を承認とすることに決定します。								
	次に、議案第 7 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 5 番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。								
佐藤副主幹	◇（説 明）								
	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。								
◇◇◇	◇（意見、質問等なし）								
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 1 番から 5 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。								
◇◇◇	◇（挙 手）								
議 長	全員賛成でありますので、議案第 7 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、整理番号 1 番から 5 番を許可とすることに決定いたします。								
議 長	次に、議案第 7 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、整理番号 1 番は先ほどの審議で取下げが承認されましたので、整理番号 2 番から 1 4 番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。								
望月副主幹	◇（説 明）								
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。								
◇◇◇	◇（意見、質問等なし）								
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 2 番、9 番を保留とし、整理番号 3 番から 8 番、1 0 番から 1 4 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。								
◇◇◇	◇（挙 手）								
議 長	全員賛成でありますので、議案第 7 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、整理番号 2 番、9 番を保留とし、整理番号 3 番から 8 番、1 0 番から 1 4 番を許可とすることに決定いたします。								
議 長	次に、議案第 7 8 号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、審議に入ります。事務局の説明を求めます。								
阿久澤副主幹	◇（説 明）								
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。								
◇◇◇	◇（意見・質問等なし）								
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第 7 8 号について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。								
◇◇◇	◇（挙 手）								
議 長	全員賛成でありますので、議案第 7 8 号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更について、原案を決定いたします。								
議 長	次に、1 5 ページ以降の報告事項ですが、報告事項（1）から（4）までの内容は、								
	<table> <tr> <td>（1）法第 4 条の届出書の受理状況</td><td>4 件</td></tr> <tr> <td>（2）法第 5 条の届出書の受理状況</td><td>1 6 件</td></tr> <tr> <td>（3）法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の交付状況</td><td>6 件</td></tr> <tr> <td>（4）現況証明交付状況について</td><td>2 件</td></tr> </table>	（1）法第 4 条の届出書の受理状況	4 件	（2）法第 5 条の届出書の受理状況	1 6 件	（3）法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の交付状況	6 件	（4）現況証明交付状況について	2 件
（1）法第 4 条の届出書の受理状況	4 件								
（2）法第 5 条の届出書の受理状況	1 6 件								
（3）法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の交付状況	6 件								
（4）現況証明交付状況について	2 件								
議 長	また、報告事項（5）は、第 1 3 回総会において許可とした、法第 5 条の農地転用 2 件につい								

議 長
殿岡主任
◇◇◇
議 長
◇◇◇
議 長

て、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

続いて、報告事項（６）令和７年度前橋市農業施策等に関する意見の回答について事務局の説明を求めます。

◇（説 明）

以上で説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

ご意見等ございませんか。

それでは、以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、『総会を閉会』といたします。

（午後２時４６分閉会）